

# P T A 会 則

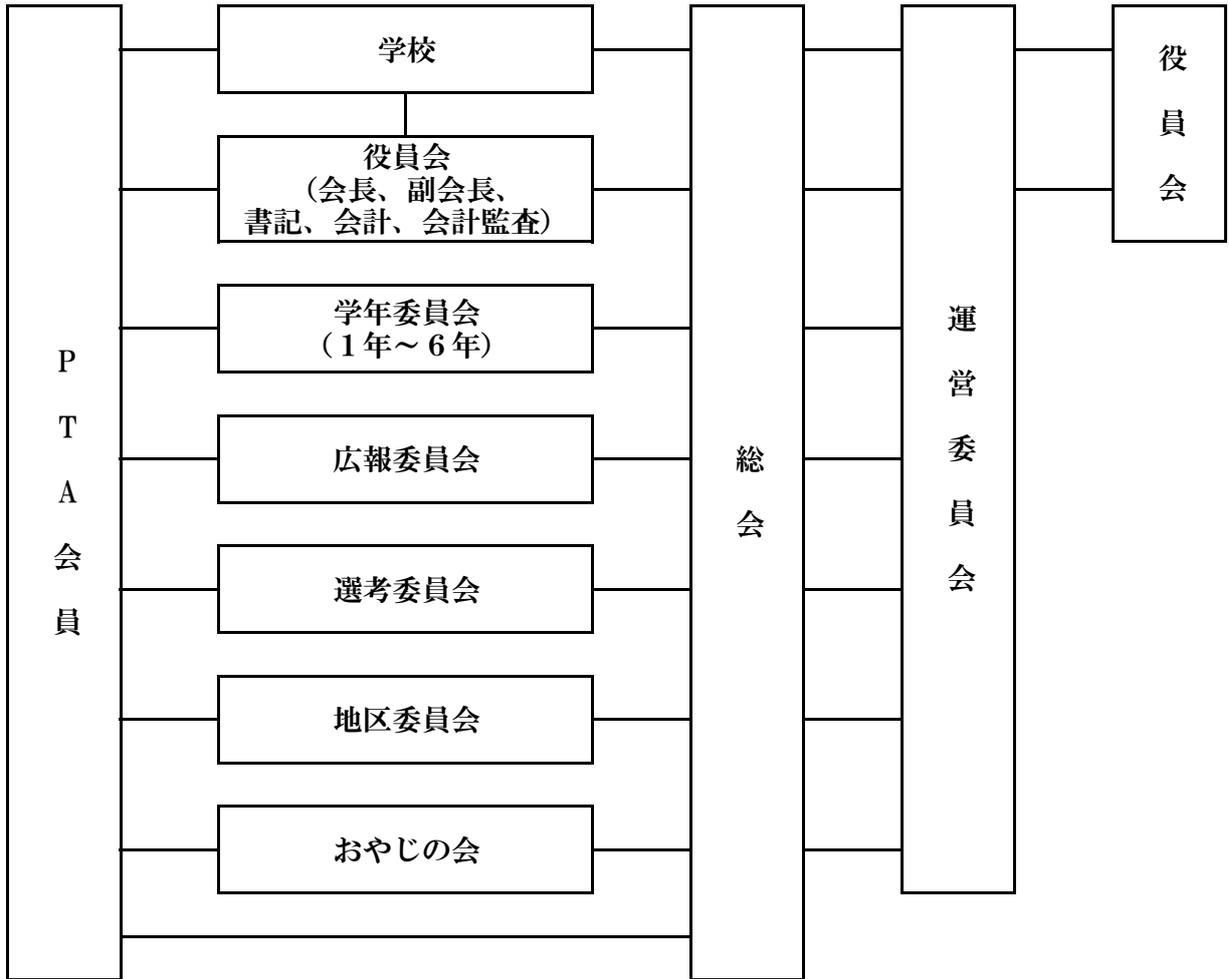
令和5年度改定版



江戸川区立篠崎第四小学校P T A

# 篠崎第四小学校PTA【組織図】

(P = Parent T = Teacher A = Association)



## 《運営委員会》

役員（役員会）  
 学年委員長  
 広報委員長  
 選考委員長  
 地区委員長  
 おやじの会会長

## 《専門委員会》

学年委員	各学年	若干名
広報委員	各学年	若干名
選考委員		若干名
地区委員		若干名
おやじの会（会長・副会長）		4名

# 江戸川区立篠崎第四小学校PTA会則

## 第1章 総 則

第1条 本会は篠崎第四小学校PTAと称する。

第2条 本会の会員は篠崎第四小学校在校児童の父母またはそれに代わる保護者と教職員で組織する。  
議決権は1家庭1個とする。

## 第2章 目的及び事業

第3条 本会は学校と家庭、地域社会との緊密な連携により、父母と教師が児童の福祉増進のため、互いに学習し合い教育の普及と文化の向上を図り、学校教育に貢献することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的達成のため、下記事業を行う。

1. 学校と家庭の連絡・提携
2. 会員の教養を高め、地区の生活環境の向上
3. 児童の保健衛生、並びに福祉・厚生
4. 児童の校外生活補導及び交通安全の普及
5. 各種教育団体との連携と市民性の育成
6. 機関紙の発行など広報活動
7. その他本会の目的達成に必要な事業

## 第3章 役員及び任務

第5条 本会は、下記の役員を置く。

会長 1名 (P 1)      副会長 (P 若干名・T 1)  
書記 3名 (P 2・T 1)      会計 4名 (P 2・T 2)  
会計監査 2名 (P 2)

第6条 会長は本会を代表し、会務及び各専門委員会を統括する。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代行する。

第7条 書記は、会議の議事・活動記録等の事務一般を行う。

第8条 会計は、収支記帳等の会計事務一般を行う。

第9条 会計監査は、会計事務を監査する。

第10条 本会は顧問を置く。

顧問は退会した会長退任者が行う。

## 第4章 専門委員会及び任務

- 第11条 本会は、下記の専門委員会を置く。  
・学年委員会 ・広報委員会 ・選考委員会 ・地区委員会  
・おやじの会
- 第12条 学年委員会は各学年の学年委員で組織し、主として学年単位での活動を行う。
- 第13条 広報委員会は各学年の広報委員で組織し、学校及びPTA活動に対する広報誌の作成などの広報活動全般を行う。
- 第14条 選考委員会は選考委員で組織し、役員選出のための活動全般を行う。
- 第15条 地区委員会は児童の安全、地域・校外生活の向上に資する活動全般を行う。
- 第16条 おやじの会は主として男性会員で組織し、男性会員相互の親睦を図ると共に、父親ならではの行事の企画・実施を通じて父親の教育参加の機会向上を図る。  
尚、おやじの会はその活動において地域社会との連携が不可欠なことから、第2条の適用を除外し、本会非会員もおやじの会への入会が出来るものとする。  
但し、この場合当該会員には議決権は付与されず、本会が必要と認める場合は当該会員の除名が出来るものとする。
- 第17条 各専門委員会は、第12条から第16条に至る各任務に加え、本部主催行事への参画を行う。

## 第5章 選 出

- 第18条 役員の選出は、選考委員によって選考委員会を設け、会員中より選考し、総会の承認を得る。  
但し、選考に際しては役員の参加を認める。
- 第19条 学年委員は、各学年の会員より若干名を互選する。  
各学年委員の互選により学年ごとに委員長1名、副委員長若干名を互選する。
- 第20条 広報委員は、各学年の会員より若干名を互選する。広報委員の互選により委員長1名、副委員長若干名を互選する。
- 第21条 選考委員は、会員より若干名を互選する。選考委員の互選により委員長1名、副委員長若干名を互選する。
- 第22条 地区委員は、各学年の会員より若干名を互選する。その中から委員長1名、副委員長若干名を互選する。
- 第23条 おやじの会は、同会員から会長1名、副会長3名を互選する。但し、会長及び副会長は本会会員であることを条件とする。
- 第24条 委員の任期は1年とし、役員の任期は2年とし、再任を妨げない。  
尚、役員の中途退任の場合は、後任を役員会に一任する。

## 第6章 会 議

- 第25条 本会は会議を分けて以下の通りとする。
1. 総会
  2. 役員会
  3. 運営委員会
  4. 学年委員会
  5. 専門委員会
  6. 全体委員会
- 第26条 総会は、本会の最高決議機関であり、年度初めに開催し、以下の事項の審議並びに承認を行う。
- ・総会
- 役員を選出、決算及び活動報告、予算及び活動方針、その他重要事項
- 第27条 臨時総会は運営委員会が必要と認めるとき、または会員の3分の1以上の請求があるとき随時これを開く事ができる。
- 第28条 全体委員会は総会に次ぐ決議機関であり、役員、専門委員会正副委員長、委員をもって構成し、重要議案を審議決裁する。
- 第29条 役員会は適宜開催し、本会運営上必要な業務を行う。
- 第30条 運営委員会は適宜開催し、役員、専門委員会委員長、おやじの会会長によって構成し、本会運営上必要な業務を行う。
- 第31条 学年委員会は、本会の目的に沿って教師とともに学年児童の諸問題について協議し、学校と家庭の連絡提携を深める。
- 尚、学年委員会は当該学年の担任教師と学年委員が中心となって開催・運営する。
- 第32条 本会の目的達成のため、次の専門委員会を開く。
1. 学年委員会
  2. 広報委員会
  3. 選考委員会
  4. 地区委員会
  5. おやじの会
- 第33条 本会の議決権は委任状を含め会員の2分の1以上の出席で成立し、議決は出席者の過半数で決定する。

## 第7章 会 計

- 第34条 本会の経費は会費及びその他の収入金をもってまかなう。  
会費は1家庭1ヶ月300円とし、12ヶ月分徴収する。
- 第35条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日までとする。
- 第36条 会計監査は9月と3月の年2回会計を監査し、その結果を総会で報告しなければならない。

## 附 則

- 第37条 校長はすべての会議に出席し、意見を述べる事が出来る。
- 第38条 本会の表彰規定並びに慶弔規定は別に定める。
- 第39条 本会の会則改廃は、総会において委任を含め出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。ただし、校外地区の新設統合の賛成に限り全体委員会で決めることができる。
- 第40条 本会則に定めのない事項については、必要に応じて役員会、運営委員会または総会において審議を行うものとする。
- 第41条 本会則は、昭和61年4月26日より施行する。
- 第42条 本会則の改定案は、平成4年4月28日より施行する。
- 第43条 本会則の改定案は、平成6年3月19日より施行する。
- 第44条 本会則の改定案は、平成7年3月18日より施行する。
- 第45条 本会則の改定案は、平成8年4月26日より施行する。
- 第46条 本会則の改定案は、平成21年5月7日より施行する。
- 第47条 本会則の改定案は、平成23年4月1日より施行する。
- 第48条 本会則の改定案は、平成26年4月1日より施行する。
- 第49条 本会則の改定案は、平成27年5月8日より施行する。
- 第50条 本会則の改定案は、平成29年5月12日より施行する。
- 第51条 本会則の改定案は、令和3年4月1日より施行する。
- 第52条 本会則の改定案は、令和6年1月1日より施行する。

# 江戸川区立篠崎第四小学校 P T A 表彰ならびに慶弔規定

## 第1章 表 彰

- 第1条 教職員が1年以上で転任または退職したときは下記記念品を贈る。  
在職1年につき1,000円、6ヶ月以上の端数は1年に切り上げる。  
但し、5,000円を限度とする。
- 第2条 役員、委員長、おやじの会会長が退任されたときは、感謝状並びに記念品を贈る。内規は役員会で決める。

## 第2章 慶 弔

- 第3条 教職員の結婚には5,000円、子女出産には3,000円をおくる。
- 第4条 教職員が在職中に死亡したときは10,000円並びに花輪をおくる。  
また全会員に通知して弔意をあらわす。
- 第5条 教職員の家族が死亡したときは下記の弔慰金をおくる。
- |       |        |        |        |
|-------|--------|--------|--------|
| 1. 両親 | 5,000円 | 2. 配偶者 | 5,000円 |
| 3. 子女 | 5,000円 |        |        |
- 第6条 児童の死亡、児童の父母並びに保護者の死亡の場合10,000円をおくる。また当該学級の父母に通知して弔意をあらわす。
- 第7条 役員が死亡したときは10,000円並びに花輪をおくる。  
また全会員に通知して弔意をあらわす。但し第6条を加算しない。

## 第3章 見 舞

- 第8条 教職員、児童が病気で欠勤、欠席1ヶ月以上にわたるときは3,000円の見舞金をおくる。
- 第9条 教職員、児童が火災その他特別の災害にあったときは役員会で決定して見舞う。

## 第4章 附 則

- 第10条 その他規定に無く、必要と認める場合は、役員会が適宜の処置をとることができる。
- 第11条 本規定の改廃は運営委員会で行う。
- 第12条 本規定は昭和61年4月26日より施行する。
- 第13条 本規定の改定案は平成4年4月1日より施行する。
- 第14条 本規定の改定案は平成21年4月1日より施行する。